

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公表番号】特表2008-543528(P2008-543528A)

【公表日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2008-048

【出願番号】特願2008-519436(P2008-519436)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

B 6 5 D 65/14 (2006.01)

B 6 5 D 65/28 (2006.01)

B 6 5 D 75/32 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 37/00

B 6 5 D 65/14

B 6 5 D 65/28

B 6 5 D 75/32

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月13日(2009.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上面及び対向する底面を有する材料ウェブと、

該材料ウェブの底面上に配置される粘着剤と、

前記材料ウェブの前記底面に対して配置されるマイクロニードルアレイと、

該マイクロニードルアレイの少なくとも一部分を覆うために、材料ウェブの底面に対して配置される周辺部及び中央部を有する容器であって、前記周辺部の少なくとも一部分は前記粘着剤に接触し、前記中央部は前記粘着剤に接触せず、前記周辺部及び前記中央部は一体的に形成されている容器と、

を含む、マイクロニードルアレイカートリッジ。

【請求項2】

前記周辺部の第1領域が前記粘着剤と接触する、請求項1に記載のマイクロニードルアレイカートリッジ。

【請求項3】

前記周辺部の第2領域が前記粘着剤と接触しない、請求項2に記載のマイクロニードルアレイカートリッジ。

【請求項4】

前記材料ウェブに沿って配置される少なくとも1つの補強材をさらに含む、請求項1～3のいずれか1項に記載のマイクロニードルアレイカートリッジ。

【請求項5】

一対の補強材が設けられている、請求項4に記載のマイクロニードルアレイカートリッジ。

【請求項6】

前記少なくとも1つの補強材が細長い形状を有する、請求項4又は5に記載のマイクロ

ニードルアレイカートリッジ。

【請求項 7】

前記少なくとも 1 つの補強材が、前記容器の前記中央部の幅又は直径と少なくとも同じ長さを有する、請求項 4 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のマイクロニードルアレイカートリッジ。